

困難をかかえるこども・若者の自立に関する実態と支援方策の調査業務の公募にかかる質問への回答書

No.	質問事項	回答内容
1	ヒアリング必須となる、市内児童養護施設 13 施設のご担当者、連絡先などの情報は、市より提示してもらうことができますか。	市内児童養護施設で自立支援業務を担当している職員、連絡先を共有いたします。
2	ワークショップ等での意見出しにご協力いただいた方がよい、「公的支援につながっていないこども・若者に対する支援を行っている民間団体等」の情報は、市より提示していただくことはできますか。	本市として把握している関係団体について、参考情報として共有することは可能です。 ただし、市が把握している団体は限られるため、委託事業者から意見交換に出席することが想定される民間団体の提案をいただくことを想定しています。
3	施設や、関連団体へのアンケート、ヒアリング、ワークショップのご案内は、市から送付いただくことは可能ですか。	ご案内文を提供いただきましたら、本市が窓口となり、施設や関連団体へ送付することは可能です。
4	業務の一部業務を再委託する場合の書式、手順等の規定がありましたら教えてください。	委託業務の一部を再委託する場合は、『委託契約約款第 2 条』に基づき、本市の事前承認が必要です。 事前申請には別紙様式 1 をご使用のうえ、家庭支援課へご提出ください。
5	ワークショップ会場は神戸市管轄の会場をお借りすることはできますか。	空き状況によりますが、神戸市役所内の会議室をご利用いただくことは可能です。市役所内の会議室の利用を検討される場合は、受託後、できるだけ早くご相談ください。
6	「市が所管する既存資料等の分析を行う」とありますが、既存資料は、どんな内容で、どんな形式でいただけますか。	施設や個人が特定されない形に加工した上で、各児童養護施設に配置されている自立支援担当職員の令和 6 年度業務実績報告書 (Word 形式) を提供いたします。

別紙1（様式例）

再委託（下請負）承諾申請書

年　月　日

神戸市長　あて
(甲)

受注者（乙）

住所_____

氏名_____

(提出者：業務責任者_____)

委託契約約款第2条第2項（製造その他請負契約約款第2条第5号）の規定に基づき、下記委託業務を再委託（下請負）・再々委託等をしたいので承諾願います。

業務の名称	
再委託（下請負）、再々委託等の業務内容	
再委託（下請負）先（再々委託先等） 予定金額	（住所） (法人名) (代表者) 円（うち、消費税額　　円）
その他特記事項	

[再委託・再々委託等の条件]

- (1) 再委託先（下請負人）は、この承認に係る契約の全部または大部分を第三者に履行させてはなりません。再委託先（下請負人）がこの契約の一部を第三者に履行される場合（二次再委託（下請負））には、受注者（乙）は本市（甲）による事前の承認を得る必要があります。以下、二次再委託（下請負）先がさらに第三者に履行させる場合等（三次以降の再委託（下請負））も同様とします（二次以降の再委託（下請負）を「再々委託等」とします。）。
- (2) 再委託先（下請負人）、再々委託先等は、再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行のほか、一括再委託（一括下請負）、一括再々委託等の禁止、個人情報等の保護、情報セキュリティポリシー等の遵守、暴力団等の排除に関する措置、適正な賃金の支払に関する措置など本契約における受注者（乙）が負う義務と同様の義務を負うものとします。
- (3) 再委託先（下請負人）、再々委託先等による再委託（下請負）、再々委託等に係る業務の履行により、本市（甲）に損害を与えた場合は、受注者（乙）が本市（甲）に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約の目的物について、再委託先（下請負人）、再々委託先等によるこの契約の業務の履行に係る部分に契約不適合があった場合は、受注者（乙）が契約の規定による契約不適合責任を負うこと。
- (5) 再委託（下請負）、再々委託等にあたって、受注者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等は再委託先（下請負人）、再々委託先等に対する対価の支払い等について適正な取扱いを行うこと。
- (6) 受託者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等が、この承諾の条件に違反した場合は、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受託者（乙）、再委託先（下請負人）、再々委託先等に損害が発生したときは、本市は一切の賠償の責を負いません。

[注意事項]

- 再々委託等にかかる申請の場合、別紙施工体系図（履行体系図）を添付してください。